

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 介護保険課 認定・保険料係
不利益処分名	刑事施設等に拘禁された者に対する保険給付の制限
根 拠 法 令	介護保険法
根 拠 条 項	第63条
連 絡 先	(電話 621-5582)
処 分 基 準	基 準 第63条 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間に係る介護給付等は、行わない。
	参 考 事 項 介護保険制度の解説（発行所：㈱社会保険研究所）
	設 定 等 年 月 日 平成26年 8月 1日設定（平成30年 4月 1日最終変更）